

# 福岡県公報

平成20年4月18日  
第2812号

## 目次

### 告示(第664号-第680号)

大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	.....	1
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	.....	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	4
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	.....	5
土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農村整備課)	.....	5
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	6
卸売市場の廃止の許可	(水産振興課)	.....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	7

### 公 告

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

海区漁業調整委員会	(廃棄物対策課)	.....	7
区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	.....	8
正 誤			
開発行為に関する工事の完了(平成19年12月福岡県告示第2397号)			
中正誤		.....	9
福岡県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金規程の一部を改正する告示(平成20年4月福岡県告示第639号)中正誤		.....	9

## 告 示

福岡県告示第664号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成20年3月28日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 (仮称) ヤマダ電機テックランド志免店
  - (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77-1
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社日本エスコ	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年11月29日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,744㎡

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1	413

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1	101

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1	70

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1	73.01

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車に駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 福岡県告示第665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成20年3月25日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ヒマラヤ飯塚店

(2) 所在地 福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
オリックス・アルファ株式会社	東京都港区芝三丁目22番8号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年11月26日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,926㎡

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他	115

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他	35

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他	32

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他	15.31

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヒマラヤ	午前10時	午後9時30分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県飯塚市弁分字門ノ町2番1 他

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後8時まで

福岡県告示第666号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成20年3月28日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 洋服の青山新福岡新宮店・青五福岡新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字原上1597-1

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置(別棟部分)

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	糟屋郡新宮町大字原上1597-1	3	糟屋郡新宮町大字原上1597-1

福岡県告示第667号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成20年3月31日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外

## 3 大規模小売店舗内の店舗の面積の合計

変 更 前	変 更 後
18,660平方メートル	29,500平方メートル

## 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外	1,025	福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外	1,867

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外	544	福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外	586

## 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
5	福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外	8	福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外

福岡県告示第668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成20年4月3日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 メガセンタートライアル上三緒店

(2) 所在地 福岡県飯塚市大字上三緒字神田1-7 外

## 3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後
スーパーセンタートライアル上三緒店	メガセンタートライアル上三緒店

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
5,750平方メートル	9,918平方メートル

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
福岡県飯塚市大字上三緒字神田1-7 外	463	福岡県飯塚市大字上三緒字神田1-7 外	502

## (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等の保管 施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管 施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県飯塚市大字上三緒 字神田1-7 外	207	福岡県飯塚市大字上三緒 字神田1-7 外	201

## 福岡県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成20年3月26日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
宗像市	農業用ため池整備事業 (馬場地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年4月18日から 平成20年5月21日まで	宗像市役所

## 福岡県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
赤池町大浦土地改良事業共同施行	田川郡福智町上野 (第三工区換地区)	平成20年3月30日

## 福岡県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
飯塚市佐與及び鹿毛馬 (佐与地区)	平成20年4月14日

## 福岡県告示第672号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字酒殿字丸内815 - 1、816 - 6 及び817 - 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡粕屋町大字酒殿830番地3  
案浦 龍己

## 福岡県告示第673号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市大井字平野496 - 1 及び496 - 3 から496 - 110まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市東郷6丁目8番13号

株式会社木村組 代表取締役 木村 良一

福岡県告示第674号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市蒲原字島津71 - 2、71 - 16、71 - 17、71 - 18、72 - 1から72 - 5まで、73 - 1、73 - 3から73 - 7まで及び道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字鶴田885番地の6

橋本機工株式会社 代表取締役 馬場 一成

福岡県告示第675号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字松浦3787 - 68、3787 - 77、3787 - 90及び3787 - 92から3787 - 94まで（第二工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町富久町1 - 19 - 1

苅田町長 吉廣 啓子

福岡県告示第676号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字津留字見田313 - 1、313 - 2、字安藏314 - 1、314 - 2、字安藏348 - 3及び361 - 3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字下新津489 - 1

KOコーポレーション 尾崎 慶一郎

福岡県告示第677号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	廃止年月日
地方卸売市場玄海魚市場	宗像市神湊487 - 41	水産物部	福岡県漁業協同組合連合会 代表理事会長 森 勘一	平成20年 3月31日

福岡県告示第678号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 バリ教育交流協会

(2) 代表者の氏名

古川 忠

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区原3丁目18番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国の人々に対して、交流促進への支援に関する事業を行い、言葉や文化を学び、国や地域、政治・宗教の違いを乗り越え相互理解を推進し、豊かな人づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第679号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人韓ソリ

(2) 代表者の氏名

李 征光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区高木1丁目14番3 - 403号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、韓国伝統文化や芸能を中心に広く市民に紹介し、その芸術、芸能等

の事業を通じた国際理解と交流を深め、ひいては更なるアジアの国際交流と友好増進に貢献・寄与することを目的とする。

福岡県告示第680号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡マンション管理組合連合会

(2) 代表者の氏名

杉本 典夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目8番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、マンションの居住者をはじめとする市民に対して、マンションの円滑かつ適切な管理運営及び居住のために、福祉の増進、教育・研修、自治能力の向上、情報交換、マンションとその周辺地域のコミュニティの醸成、住環境の改善及び建物の保全等に関する事業を行い、もって地域のまちづくり寄与することを目的とする。

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処

理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社環境ガード

(2) 所在地

長崎県佐世保市指方町1866番地1

(3) 代表者

取締役 吉川 長美

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成20年4月3日

4 処分の理由

事業者が、平成20年3月25日付けで、長崎県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成20年4月18日

筑前海区漁業調整委員会

会 長 大 内 康 敬

1 開催日時

平成20年4月28日（月）13時30分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴2-4-19 福岡県水産会館

3 案件

筑前海区における区画漁業の漁場計画について

（平成20年9月1日免許予定ののり養殖業、わかめ養殖業、小割式魚類養殖業、小割式あわび養殖業、かき養殖業、わかめ・かき養殖業、ひおうぎがい養殖業、真珠母貝養殖業、真珠養殖業）

4 公述者の範囲

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係者



正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・12・19	2765	告 示	2397	4			11		字国分寺1091番 2	字国分寺1091番 1

発行年月日	公報番号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20 ・ 4 ・ 9	2808 増刊	告 示	639	2			4 後 から		新 規 程	新 規 定
							1 後 から			

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています